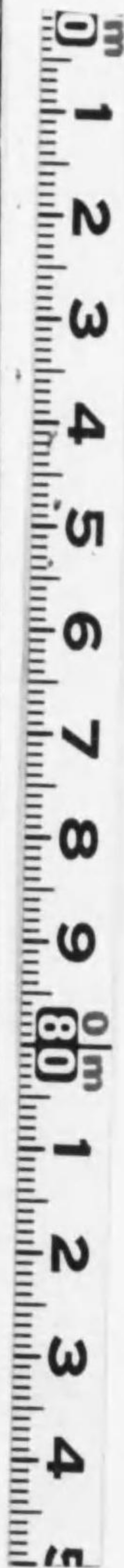


狩谷掖齋書簡集

全

特258

633



始



特258
633



棟齋

萃
綫



掖齋華牋

橋村正兌宛 三通
松崎懺堂宛 一通
杉本要藏宛 一通
春木煥光宛 一通
石橋真國宛 一通
足代弘訓宛 八通
森 枳園宛 七通
伊澤蘭軒宛 十七通
朝川善庵宛 一通
岡本況齋宛 一通
小島成齋宛 十一通
伊澤榛軒宛 一通
高女宛 一通

- 服部氏宛 一通
- 北條霞亭宛 一通
- 竹村茂雄宛 一通
- 戸塚柳齋宛 一通
- 小林金芝宛 一通
- 不詳 一通
- 青山堂宛 一通

掖齋華牋

竹清三村裔輯

此の手紙及次の手紙は、是哉堂武藤國手の蔵なり。橋村は正兌神主なり、初め正風正淳と云ひ、華人また彈正と稱し、鶴居と號す、實は橋村貞則の子、出で、橋村正衡の嗣となる、天田宮後町に生る、廣田助佑(久老の弟)及本居春庭に從學す、天保八年八月廿八日上中の郷の家歿す、享年五十三、屏風山に葬ると云、園多度寺資財帳幕本被齋所刻

新禧奉賀候昨冬は偶御下向之處彼是取紛緩々不得拜眉遺憾不少奉存候實は常陸御遊歴之御沙汰故御歸府後寛々奉接芝眉度相樂居候處急に御歸國之旨御人被下候時他行尤留守之者御使に承候は翌日晝頃御發駕にも可相成候様被申候由老拙歸宅之上申聞候に付翌日朝御旅宿迄參上仕候處最早御發程之後にて失望千萬仕候定而御康寧御歸着之御事奉存候寒氣之時分御道中御迷惑奉察候扱は拜眉之節奉約候多度寺資財帳幕本不宜候へ共進上仕候御挿架被下候は、大慶奉存候且不珍候へ共淺草海苔少々奉献之候御叱留可被下候此節春木君御使被歸候間右奉託候萬々後便可奉伺候折角餘寒御厭被成候様奉希望候頓首

正月八日

狩谷掖齋望之

橋村先生侍史

尙々一封宇地様へ御達奉希候不乙

關春本山人、伊勢山田
 の人、名は煥光、字は亮
 章、初名根光、房光嫡
 子、權調宜玉串大内人、
 正四位上、に叙せらる。
 象軒、三友堂、權亭と號
 し、小野蘭山に本草學
 の著あり、詩經名物訓學
 月四日生、安永六年五
 七、新町裏に墓あり六十
 が、此の墓地は移轉せ
 りと聞く。

關外宮儀式解四冊、

關足代弘調號寬居通稱
 權太夫、天明四年十一
 月廿六日生、安政三年
 十一月五日歿享年七十
 三、

關原書此度便少々云々
 の條を消して、壹部春
 木様へ云々と書添へあ
 るなり、

關說文會例會十九日か
 關蔭山は稻川の段した
 る麻布の辨町蔭山氏な
 るべし、

尙々昨年拙刻並に豚兒刻候品獻之候御笑留被下度候其品春木君より御届可有之候
 外宮御印うつし難有則寫得候間奉返上候

御手簡被成下奉拜讀候先以寒威甚候處倍御壯健被成御坐候條恭喜至極奉存候然は秋中
 拜眉之節靈異記攷證御納被下候様奉願置候所先月御庫中へ御納被下候由御請文被下置
 難有奉存候且預御褒詞恥入候義汗顔仕候何卒御閑暇之節御一讀被下誤謬及不足之所無
 御伏藏御教示伏奉希候貴著儀式御解無御捨置御寫させ被下千萬奉拜謝候存寄も有之候
 は、無隔意可申上候様蒙仰恐入候中々以喙を入候儀有御座間敷奉存候へ共萬一愚存も
 候所は任貴教可申上候右潤筆被仰下度奉存候但足代春木様へ書物調上候料物在之候間自彼
 兩方御受取被下候方便利と奉存候被仰遣被下候様仕度候
御兩家へも貴家へも
 御出被下候様申上候

殿舎考證一冊足代君より被下候右貴考被成置候由成程儀式之御解被成候に付而は睨と
 御考可有御座候事勿論奉存候何卒追々拜見願候右御考伴氏より申越候て貸可申之旨奉

承知候周尺之事記候は金石萃編と申物に御座候右抄錄可差上旨容易之御用承知仕候此
 度、便、少、々、間、に、合、兼、候、間、近、日、自、是、可、差、上、候、
 「壹部春木様へ上申候彼方より貴家へ御廻可
 有之候直に貴家へ御留可被成候」

十二月廿七日

狩谷被齋望之

橋村 大 人 侍史
 尙々豚兒へ御附□被下申聞候所難有宜御禮申上候不具

菟角難晴天氣迷惑仕候貴恙如何被爲在候哉奉伺度奉存候扱は威料差上候間是亦御願被
 下候様奉願候大サ別紙申上候先日は資財帳も是も兩様共八分にて御染筆被成候様仕度
 候

十八日參上可仕存居候處無據用事有之不能其儀候依之廿八日拜走可仕候兼而は十九日
 說文の積に蔭山君へも御約申候處右之次第故廿九日よりと御序に被仰通可被下候萬々
 其節拜眉可申上候草々頓首

六月十二日

益城 先生 左右

望之拜白

關益城は松崎樓堂なり

覺

一金廿二兩二方

瓢箪祥瑞香合

一金拾五兩

探幽三幅

右入御覽候尤明日埒明候様御取斗可被下候春に成候御相談に候は、先御返却之上春又上候様可爲致候頓首

廿八日

尤御如在は有之間敷候へ共先方間違出來不申様御取斗可被下候

狩谷 被齋

杉本 要藏様 二品添

關杉本は藥屋のいわしやなるよし、

關御國産干瓢なるべし伊勢の干瓢よりは宇都宮の方佳良なれど、伊勢のは巾ひろくして用所によつては妙なり、

關斑山高野辰之博士の報によれば、左の添狀ありとぞ、竹譜詳録被仰下候故差上は仕候へとも若御うつしにも相成候事ならば當地にて翻刻出來候様承及申候御うつし被成候よりは其方便ニ可有之奉存候御用ならば詮議可仕候。

御家來中御下向に付尊翰被成下拜讀仕候此節も菟角御脚疾之由扱々安心不仕候事御如在は有御座間布奉存候へ共脚病は不容易物故何卒無御油斷御療養被加候様奉存候扱は毎度御國産蓄瓢被下嗜好之品數度ニ拜味仕候事御厚情毎々奉感荷候先便竹譜詳録御用之由被仰下候所折□他出不差上候に付此度又々被仰下即差上申候寛々御覽可被成候拙著尺度之考相就候所違もの事に量衡之事をも考可申被勸候に付是も相考申候然所西土歴代之度量衡も考可申と漢學者より被勸候而漸此節脱稿仕候一體皇國之度量權衡の考此節入高覽斧正可請旨存居候處前文申上候次第に而淨寫此度之間に合兼候間跡より差上可申候御病中乍御面倒御叱正奉希候定而御不快中説文も御廢被成候事と奉存候菟角御病中は凝候事不宜様奉存候間御用心可被成候猶其内御容體可奉窺候へ共先は貴答迄草々申上候逐日寒冷にも可相成候間折角御保療被成候様奉存候心緒委後便候草々頓首

九月廿一日

狩谷被齋望之

榑亭 先生 侍者御中

關此手紙は竹柏園佐々

當春は菟角御疎遠罷過候扱は來廿一日小金井之花見申度候松蘿子由理御夫婦御同行之

覽候必御斧正可被下候先は貴答迄草々奉申上候追々暑氣相成可申候折角御厭被成候様
奉存候誠恐謹言

五月廿八日

狩谷被齋

望之

足代大人

御侍史中様

花章拜讀候先以御多祥被成御座候条奉欣喜候儀當年は春以來度々不快大に廢業漸昨
月初旬より復常仕候儀式解寫手此節忌服故來便御下し可被下之旨承知仕候宜奉頼候
字鏡集十五十六二冊差上申候是にて全備と奉存候若寫上不申卷御座候は、被仰下度候
此頃伊呂波字抄爲寫可申候
和名抄拙考御留置被下候ても宜候所御寫取被成候ニ付御返却被下慥落手仕候猶南海西
海之所可差上之所此度之便間ニ合兼候間重便可奉差上候
萬葉類語御稿本一冊爲御見被下扱々重寶之書出來學者之仕合に御座候御助力申候人も

有之候由夫にては無程御卒業の御事雀躍仕候御注之事ハ別紙被仰下候通り每卷首歟卷
末歟に別ニ被成候方可然歟説と申者一定之様ニ存候而も後日に了見變候事も有之又終
身夫に定候而も後人善説出來候而改申候事も有之ものに候半歟類語中に御書加被成候
は、其等之時何如可有之哉類語斗に候は、不易之書に候半間（傍書されど注解も初學
の助けに候上定而驚人御説共可有之候間）別に每卷に御付相成候方可然歟と愚意には
奉存候例の無伏藏申上候御宥免可被下候

三代實錄人名も當冬は御仕立相成候条是亦大幸に御座候先類語御努力可被成候先は貴
答迄草々申上候尙期後便之時候頓首

九月十六日

望之

尙々清水濱臣も前月十七日病死いたし僕三十年の懇意を失ひ大力落に御座候御熟人
之事故一寸御しらせ申候不乙

○この手紙は政七年
甲申のものなること濱
臣の病死を報じたるに
ても知らる、濱臣はこ
の年間八月十七日に歿
し法號を釋道融と云、
墓は淺草東本願寺内善
照寺に附して、眞宗は
茶毘に附して祖先以來
一基の墓に葬る慣ひ故
濱臣の墓も唯表面に先
祖代々と刻し外に曾孫
左一郎久徳建とあるの
み、濱臣の嗣光房の歿
年も寺にては知らず、
祀を守れる妙義阪なる
今井岩五郎氏へ問合せ
たれど不明なりし、

一昨日は御人被下候處不在不能奉即答候一兩日炎熱殊甚候處倍御康寧被成御座奉欣喜
候扱は此節御手開に付苟子御校正被成候之間□□元板□□宋本一冊差上申候御入手

可被下候貴答迄草々頓首

七月十一日

尚々諸家度量衡之書御集被差置候様御話□□節拜借奉願候き何卒御許容奉希候此者ニ御附與被下候ハ、別而可奉感荷候不乙

善庵先生 侍史

狩谷望之

爾善庵は朝川善庵なり

爾この手紙は天保四年癸巳のもの也、中務は足代弘訓の長男弘敷の事なり、文化三年丙寅足代弘訓幸田光亨の女巖を娶る、時に弘訓廿三歳、巖女廿一歳、文化六年己巳九月廿三日弘敷生る、幼名友之助といふ、十八歳の時齋藤拙堂の門に入り、廿歳拙堂に從ひ江戸に留學天保四年癸巳八月十六

尚々被仰下候春秋三傳提要以下六書拙藏の本には無之候
貴簡拜見仕候然は中務様御事當七月より御痾病之所八月十六日御養生無御叶御沒故之由扱々驚入候御義御愁傷之段深奉遠察候誠に死生之義は致方無之候とは乍申少年之御方之御上承候条別而可申方無之御義御座候先生にも御所病之由御愁傷之事故御尤之御事奉存候何分御保護可被成候

戴氏叢書 一帙

太平御覽 二冊

貞觀政要 二冊

御返却被下慥落手仕候右之外

貞觀政要 丹表紙之本 一冊

書經 寫本

上り居候御見出御座候ハ、御序に御返却可被下候其他いまだ存出不申候跡より可申上候扱又何卒先生にも又々御下り被成候様奉待候僕も當年は姉大病にて彼是取紛年を暮申候乍去是は此節少々快候間御掛念被下間敷候先は御悔迄草々申上候書餘來春可奉得尊意候草々頓首

十二月廿四日

狩谷 檢齋

望之

寬居先生

侍史

奉捧讀候先達而貴恙之事承知仕往來念慮罷在候所追々御復常之旨奉伺大慶不少奉存候儀式解五冊爲御寫被下難有御蔭にて不勞力藏弄仕候事御禮難申盡候尙後冊奉希候

日痾を病み廿五歳にて歿す、弘訓も愁の極健康を害したりしと見ゆ

先便金子一兩二方差登候處御返被下墮落手仕候左候は、御互に全冊之上にて御算計可申上候

字鏡集七冊うつし出来候間差上申候

官板地球圖縷々被仰下奉承候圖説はいまた刻成不申候尤是は先達而獻上有之候のみ寫本もいまた流布いたし不申候

法隆寺資財帳いまた御覽不被成候よし大慶仕候右にて彼是發明之事も有之候故僕は珍書と存候所御歡被下大慶仕候

穀和名古女和名抄に釋名を引候故古女の訓穀の義とおもはれ候處資財帳に籠目紗とみえ申候威々如粟とあるにより穀絹ノ義と思ひしは誤と被存候、これらもおもしろきかと被存候

跋に貞韓か下卷の逸したる事残念と申候は誤なり是は卷首に上字ある故下卷あるへしとおもひし也卷首上字は寺より朝廷へ上ルといふ事とみえ申候

常陸風土記御用に候は、何時にても上可申候

和名抄も大段片付申候所とかく古本共關本にて全部の物少く候故疑を決しかね候所多く今以清書いたし兼申候何とぞ今一本よき本得候は、校合いたし候上清書いたし可申存

居候

和名抄郡郷の名當時の村名に引合可申は年々諸國へ御家來中廻り候故委敷帳面も家に多く有之候由かねて御吟味も被成置候旨右之條入御覽候は、御斧正被下候半の条被仰下大慶奉存候僕も當時の所は江戸役所に、有之候、諸國郡村帳と申にて一遍あはせ申候へ共しかね候所多くこまり申候いづれ中清書いたし可備電覽候間御教誨奉企望候

續紀已後延喜式等校正いたし讀よき様にいたし可之之旨蒙教奉承知候延喜式は雲州候にて校正上木いたし候由御家來愛甲何某とか申人刻意いたし被居候由承及申候屋代なと相談被致候よし定而よく出来候事と被存候國史は僕若年の頃より好候て毎度校合もいたし置候故引證をも書立可申少々起筆候て讀史私記と題し置申候これは大業故急には草稿も立申まじく被存候彼是申内齡の傾くには致方無之事に御座候

御地にて魚ノ形したる刀を用られ候事有之候よし何之時被用候哉其名等もくわしく承知度申者有之候、に付奉希候、定而式正之事には有之まじく俗間の事とは奉察候へ共重便に御教示可被下候尤俗間の事にも御捨なく被仰下度候

光明寺文書之事被仰下如何様名目は承居候事其内御手明之時分拜借奉希上候此節律よみ申候御地に古本など無之哉羽倉校本も瑠校本も皆々不宜こまり申候唐律はよき本出

圖出雲版延喜式は松平齋恒校刻六十卷にて文政十一年の序あり、以て此手紙の年代を推すべし、

臨貞原本ノマ、なり

現板本に校合候所よほど直り申候是も傍に讀居申候種々伺度義も候へ共先は右之件々貴答旁草々如此御座候追々涼氣も相募可申候御病後折角御用心可被成候尙後便萬々可奉伺候頓首

九月十九日

狩谷被齋

足代大人

望之

侍史

尙々歸國後取かへはや吟味いたし候所置失候歎他へ借遣候や于今見出不申候尙探索見出候て可差上候

今昔は當年春木君御出府無之御談申候塙之本出不申候故出候上にて貴約之通取斗可申候

奉拜讀候如貴教嚴寒倍御壯健被成御座恭喜至極奉存候先達而差上候書物之義被仰下委曲奉承知候自是茂先頃拜借候御書物返上可致之所寫手廻兼漸櫟木文書一冊寫就候間奉完璧候餘は來春返納可仕候暫之處御容赦奉願候外典抄神樂催馬樂二書價被仰下承知仕

圖扶桑略記を昌平校にて刻したるは文政三年なり、此てがみ其頃なるべし、

候是は橋村君へ寫本願置候間其潤筆に差向申度候何卒彼方へ御上可被下候此節官刻扶桑略記出來申候若御用に候はゞ申受相登せ可申候(傍書價しかと不存候へ共二十夕餘歎何分顔色よりは下料之ものに御座候き)一寸御沙汰可被下候萬々來春縷々可申承候頓首

十二月廿七日

狩谷被齋

足代大人

望之

侍史

墨本三通献之候御笑留可被下候春木君へ差出候彼より御達可被申候

寛居大人

望之

御寓居御尋申度存罷在候所御存之通病人介抱老拙一人に而不得寸暇乍存御無音申上候最早月迫不能其義候間來春緩々可奉參拜候大阪山本伊衛門殿より一封並壺一箇御届申上候様申越候尤壺は船へ積入候間延引可致段下拙迄副簡在之候萬々來春可申承候草々頓首

圖此手紙は天保六年足代弘訓上京中のものなるべし、

極月廿九日

尙々不腆之至に候へ共鹽引鮭一隻献之候御叱留可被下候不乙

此手紙は文政十二年のものをなり、此の秋校齋寛居を訪ひ、九月二十三日海路出發、

隨筆録二卷、高橋宗直著、筵徒丁切、

園兒玉氏は尙高、字は積小、通稱左太夫、常陸河原町の番頭にて、西河原の愛弟子に、土代弘訓の遊蕩を、地風訓に遊蕩を、背きとして訓戒を、書狀多く存せり、然るに、大成七十七歳に、伊予、明治十七年一月三十一日、

十月十二日御書被下候所彼是未能御報候處此節又々尊書奉謹讀候先以嚴寒之節御渾家様御揃御康寧被成御座候由恭喜御義奉存候
日件録御覽相濟候に付御返却被下慥落手仕候神事著略筵響録御借被下忝五月便返進可仕候

先生も御隠居被成候由秋中一向御沙汰無御座御事驚入候乍去自是は御學業御成就之御事後學の幸に御座候何卒一部も多く御著書希事に御座候

兒玉氏何卒御下り候様相待申候いまた世綱御脱被成候事御成不被成哉無覺東奉存候事により先生にも御下向も可有之の様大慶仕候左候は、面上疑關質問可仕相樂申候

康曆遷宮記宮司公文抄等に尺之事有之候に付來便御抄書可被下之旨忝夫迄清書相待可申候何分御面倒奉願候

山田落穂と書出來仕候由其内拜見相願候驛鈴傳符等之事錦所翁へも御討論之所菟角分り兼候趣尤左様可有御座候連も至今日而は睨と相分候儀は有之間敷奉存候

法興寺元興寺御疑有之候由法興寺始而崇峻紀元年に出所又五年推古元年四年にも見へ申候十四年之紀始而元興寺之名みえ申候飛鳥寺之名ハ天武紀持統紀に出申候而何れも

同寺と相見え申候後之物なから拾芥抄ニ元興寺は飛鳥寺本は法興寺と申候ニて宜様奉存候

大官大寺は即大安寺にて御座候大安寺縁起にてよく相分り可申候御疑は何事に候哉大口魚貴約仕候處當冬雪無之候故歟今以參り不申尤于今献上も無之様承申候夫故當便

不得差上候事残念奉存候
久守主より竹川便何成共差登可申被仰越候故差上候所賃錢先拂之由一向左様之事とは不存氣之毒千萬奉存候已後は他へ差出可申候

山田神寶圖之事京都よりは當地傳奏便之外は不自由故春木先生御寫拜借致申候先是迄之圖よりは宜敷候へ共いまだ不十分の事遺恨に御座候

御文庫御書目御脱稿御座候哉漢籍之義も定而御排列出來候事奉察候
逗留中も申上候神宮書之提要御取立被成候様偏希候

賢郎君へ差上置候四庫全書提要一帙もはや御抄錄出來候哉に奉伺候若相濟候は、御返

園度會常影著神籍總目
志外宮記一曰應安遷宮記
と見えたり、
園宮司公文抄寛居舊藏
今歸竹清架中、
園錦所は藤貞幹門の山
田以文の事、好古日録
本廿三丁春秋左氏傳の
山へ校齋自寛政二年
所小田外史の家藏なり
押小路の間にあり、
舊此年八月より十月所
は山田に滞在したる月
其間校齋と物語を留
めたり、
逗留中の物語を留
めたるものと云、
大抵變物の由、
史無き物らし、
共古言はれし、
此を思へば、
考古學定學は、
見たり、
ひたる人あり、
園久守は荒木田久守
の品行にて、
頃へも迷惑なり、
頃へも迷惑なり、
頃へも迷惑なり、

却奉希候時々入用之書にて當地中交友中へも借不申候仕合御座候と御傳可被下候別段
以書中可申上候處乍略義御傳言奉希候

十月中は中西此面様御返書御届被下慥落手多謝仕候

其後山田翁音信無之候東大寺勅封倉之事如何相成候哉日日音信企望いたし居申候御隠
居被成候は、嘸御出被成候事奉存候

運臺寺鏡之袋寄進いたし申度候所彼是紛冗及年暮候何卒來年差上度候其節は宜御取扱
可被下候先は件々奉申上度草々申上候萬々來陽可奉申請候嚴寒折角御凌可被成候
賢郎君御始夫々宜御取繕御致聲奉希候恐々謹言

極月廿九日

狩谷被齋

寛居先生

望之

侍史

亭主不快御尋被下難有奉存候追日快方に有之候間御休意可被下候彼是今以淺草引移出
來兼居申候思召寄枇杷子被贈下難有奉存候拜眉御禮可申上候貴答迄草々頓首

六月朔

尙々此品唯今到來に付御移に獻之候

岡本様人々

被齋

今日例の古書會致し申候晝後より御來駕可被下候以上

廿五日

狩谷被齋

森養竹様

今日御故障之由慙々御人□□恐入候小島君へも貴家より御斷被遣候由承知仕候萬々明
日拜眉可申承候頓首

廿九日

養竹様

被齋

る學者となりしか、竹
川便といふは江戸日本
橋茅場町の竹川の出店
あり、其の女官は竹川
政信の妻なり、此
府賢郎は足代弘敷、此
年齋藤拙堂に從つて出
園中西此面、名は弘敷
宇伯圭、草書、略器
刊行す、山田翁、略傳
に久老の支、橋、略傳
を久老の支、橋、略傳
あり、初め、五郎、稱、後
一、初め、五郎、稱、後
ま、初め、五郎、稱、後
六、初め、五郎、稱、後
墓、初め、五郎、稱、後
り、初め、五郎、稱、後
院、初め、五郎、稱、後
園、初め、五郎、稱、後
小、初め、五郎、稱、後
寺、初め、五郎、稱、後
あり、初め、五郎、稱、後
會、初め、五郎、稱、後
る、初め、五郎、稱、後
蓋、初め、五郎、稱、後

云、寛居、久老、神主、
伴、二人、一、見、後、
被、齊、れ、案、内、後、
せ、山、田、翁、此、袋、後、
に、其、所、由、志、家、寄、
たり、其、所、由、志、家、寄、
進、せ、り、し、と、覺、し、寄、
園、本、は、況、齊、か、此、手、紙、
は、渡、邊、刀、水、君、の、藏、り、
淺、草、引、移、は、新、堀、の、當、
書、院、の、事、な、る、べ、し、

關小島は成齋なるべし

嘸々御罷勞奉察候此程より御尋申度存居候處暑氣雨天且御在宿も難計不得參拜本懐候今日抔如何御在宿被成御座候はゞ相伺申度候一寸相伺申候頓首

六月廿九日

蘭軒先生 左右

望之

先日奉願候寫物彌出來可□何卒御周旋奉希候頓首

十月廿五日

養竹様 當用

椽齋

琴譜御手元に御座候はゞ暫時拜借奉希候曲子小會も奉願候

十七日

蘭軒先生

望之

圖此の小島は寶素の事なるべし。

今日之會小島様にて催申上候間何卒晝後早々彼方へ御光駕之様奉希候萬緒後刻拜眉可奉申上候草々頓首

七廿五

養竹様

圖羽澤は松崎惟堂の事羽澤にゐた故也。

明十九日羽澤故障之由に候間相止可申候委細廿□□來臨之節可申上候草々頓首

六月□□□

養竹様

椽齋

甘遂圓頂戴致度候頓首

廿七日

辭安様

椽齋

圖この手紙宛名は無けれど伊澤蘭軒へ送りしものと推せらる。

拜讀仕候倍御佳安欣喜候扱は御到來之旨見事之一籠被贈下不存寄仕合御禮不得奉謝候委曲面上可申上候御使被急候故草々奉報候頓首

廿一日

校 齋

(是より前缺)

差急不能其義遺恨此事奉存候何卒近年又々罷上可陪下風相樂罷在候
貴約の應永本古事記御借被下迎もの義に摹抄爲致度候間當冬迄拜借奉希候將又校本神代記樸木氏古文書是亦同時返上仕度候即差留申候
殿舎考證及花山右府御色紙王陽明墨本御惠投被成下千萬奉謝候考證一讀仕候處扱々好書一向是迄存不申始而驚申候何卒外宮之部御寫被下候様奉希候
和名抄五冊並に御書簡一通儘に落手早々相届申候右和名伴氏用事濟候は、拙家へ御廻し被下候様被仰通置被下候様奉願候

切目王子一坐懷紙

拾芥抄松下見林手書校本二冊 謄表紙 又奈佐氏藏古寫本にて校候本二冊 謄表紙 兩様借上仕候乍去

格別異同も無之御用立申間敷と奉存候

令集解隨仰儀制喪葬假□三令差上申候之も佳本には有之間敷奉存候へ共御見合にも可相成哉と差上候

現在書目は寫させ候て可呈上候少々御猶豫希候

取かへはや此度の御使に差上度候所歸宅後一應索搜候所置失此度之御間に合不申残念に御座候

今昔御咄申候通塙好本所持故春木大人御參府之節御借り被下候様致度候一校之上拙家へも一通寫取舊藏にても新抄本にても相納可申候

弘決外典抄古本神樂催馬樂青木大人之御方へ一同差出申候御入手可被下候先は貴報迄草々申上候猶委曲後便可申上候縷々御懇書之所甚疎略之御答背本懷候所歸宅格別混雜不任心底候条御容赦奉希候萬端後日可申上候也追々秋冷相増申候折角御厭被成候様奉存候豚兒へ御附言被成下難有自私宜申上候様申居候頓首

九月廿三日

狩 谷 校 齋

圖奈佐は奈佐勝鼻なるべし、

足代大人

御侍史中様

望之

萬葉考之事被仰下候に付書篋檢候處御返被下候後本の篋へ收不申候を歳晩に片付られ候事と見え申候而堆書之内に檢出不致候一兩日中見出候而差上可申候若後刻御訪被下候はゞ早き方亭主勝手に御座候頓首

十七日

菫齋老兄

校齋

蘭曲は蘭の事にて伊澤蘭軒の別號なり、

此手紙は林若樹君蔵なり居龍公子の畫も句佛上人の様に持筆されしか、蘭軒などいふ先生は見識家にて抱いなんどば眼中に無きかと思はれしに、さうでも無かつた所が妙なり、蘭軒子列衆冠富曰、朱

奉拜讀候裝束要領抄御返却被下慥落手仕候

一見及昨日も催遣候貴家よりも御使序之節御促可被下候藥袋昏二枚何卒頂戴奉希候此

皿玄意より御覽に入候様頼申候價一分二朱とか申事に候

屠龍公子三幅價一兩之由大村より貴覽に入度申候

名義類聚抄上申候字體間違不申候様に御申付可被下候文化の故はうつすに不及と御傳可被下候 八日之義承知

仕候無間違承り可申候

辭安様

望之

蘭玄意は井上存義堂とて古錢家なり、

浮漫、學居能於支離益、單千金之家、三年技成、而無用其巧、

蘭岸の辨天と云ふは生麥安養寺安置の辨才天にて弘法大師作と傳ふ但し安養寺は神奈川慶雲寺末の淨土宗なり、元來岸村といふが生麥の舊名にて貴志村とかきしといふ、蘭軒の君侯は福山藩主阿部松軒名は正精字は子純文政の初には老中たりし人なり、

昨日參上と心懸候處彼是取紛不能其義候

扱は無據神奈川手前生麥村岸の辨天額寄進被頼此度こしらへ申候就而奉申試候は何卒

君侯御染筆被下候義相成間敷哉横額にて竪一尺餘横三尺餘 有之候右御願ひ被下候義御迷惑に候

はゞ無御遠慮可被仰下候先は右奉申試候頓首

廿六日

望之

蘭軒先生

拜讀仕候御園花兩種專价被下忝難有數日相樂可申候明日御光來可被下候旨其節萬々可

奉謝候頓首 五二

蘭軒先生

望之

左右

拜復

蘭軒先生

望之

左右

昨日は久々に而奉得寛話大慶奉存候扱者仲景岡へ御勸御覽可被下候旨左候ハ、御手簡御認被下候様仕度候尤急之趣價は十五金と申事御申遣被下候様奉願候萬々明夕拜眉可申上候頓首

尙々明夕は別義にも無之もし御操合も可相成は愚齋麥差上度候故に御座候早々

蘭愚齋麥耳たらぬ、

蘭良安は伊澤棹軒の事也、蘭軒の長子、

良安様

被齋

兩三日之酷暑如何尊翁倍御清穆被爲在候事奉察候扱は此龜巢到來候間乍輕乏青莪堂へ贈り申度候乍御面倒御届可被下候且先日之答問宜御謝可被下候尙相伺度義後日可申請候と御傳可被成下候萬々面上可申上候頓首

閏月十日

東大寺開封に付急に發足仕候夫に付拜願奉願義も御座候所發足火急に相成參上仕兼候若明日歟、明後晝前弊廬御通訪被下候事相成間敷哉此段奉伺候用事而已草々頓首

十月十五日

律も今日參候積ニ御座候もし明日御出相成不申候ハ、八日にても奉願候

靜齋君 几前

望之

蘭靜齋は小島成齋の初號、

御上京の願下

御上京の事相決候哉無覺東奉存候僕は彌明後廿三日發程仕候若跡より御出可被成者

京寺町通り御池上ル町錢屋惣四郎

右之方にて御尋被成候得ば委曲相分可申候頓首廿二日

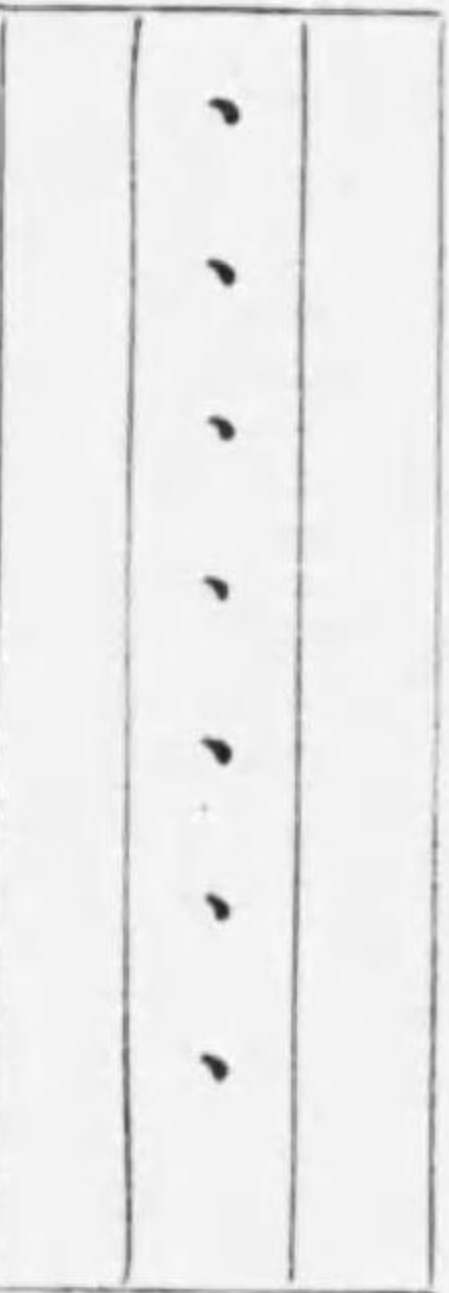
蘭錢屋惣四郎は佐々木竹苞樓の事なり、

靈異記考證には、文化十三年二月の跋あれば、其前年のものか、

小島五一樣 要用

狩谷掖齋

俗又々注文ちがひ申候



如此一體下の注文之通にて萬笈も何も入不申候只日本靈異記攷證七字のみにてよろしく御座候早春御一揮奉希候頓首 廿八日

新禧奉賀候然者別番異體文字石本及法帖中御所見御教示被下候様奉希候尤來月中旬迄に御捻出希候頓首

正月九日

五市様

望之

園五一も五市も成齋の通稱、掖齋隱居は文化十四年の事なり、

五 一 様

十六日より急に淺草隱宅へ引籠候所急劇御斷之義失念恐入候定而十七日には御出被下候事と奉存候勞御足候条申譯無之候就而明日も讀兼申候三四五之内御卜可被下候此義申上度草々頓首

十二月廿一日

尙々明日本宅へ歸申候不乙

思召寄喬麥被下難有此節食事窮居候節早速拜味可仕奉謝候面上御禮可申上候取込草々頓首

掖 齋

蘭軒先生 執事

猶々ここともと女中着もの、着やう髪の結様下手に候を玉直氣にいたし申候御さがし
可被成候

御ふみ拜見いたし候みなく御さはりなく候由めで度かしく存まゐらせ候こなた皆々
替りなく候間御安心可被成候よし殿少々御持病のよしすい分御保養可被成候今昔御さ
がし被成候へども出不申候よし無是非御事御座候村名帳とかく埒明不申候よし御氣む
づかしき折から格別御急におよび不申候帯地さんとの事せうちいたし候遠州さなだ
は随分出來可申候さん留いかか御座候半や覺東なく存候唐縞子は江戸とおなじ事と存
られ候何も玉直西大寺用事かた付不申候ては萬事埒明かね可申候其方夜分御酒の節さ
びしく御座候よし此方は酒なしに御座候玉川去月に御出のよし山口さぞくと存まゐ
らせ候西大寺用事わかり次第早々かへり申候はんと存居申候ほどなく片付く事と存候
間歸り候て御めもじいさる申上まゐらすべく候御返事まで早々かしこ

尙々ここともと顔みせ役者付御慰に進じ申候

おたかどの御もとへ

被さい

關高女は被齋の次女に
て初め黒田家へ御奉
に出で伊保七郎に
に九歳かて和名抄に
は天保六年七月朔日
に淨書を起し被齋
に其間七女此書と
四の巻は高女淨書
云の七女淨書と
日卒業とぞ、九月十一日

關伎鑑は明和伎鑑、新
車は市川門之助

關都梁は關軒の一號な
り、

先夜は大酔にて參堂難有奉存候扱は關氏藏書に伎鑑可有之候何卒御借被下候様奉希候
先夜希候新車系譜是亦返候はゞ無御忘拜借奉願候頓首聞既望

都 梁 君

望 之

先日は弊廬御願被下千萬奉謝候其後一寸御寓宿相窺候處折□御他行不得拜眉遺恨奉存
候扱者明日羽澤御供可仕奉約候處家内病人有之少々難見離明日の御供御斷申上候萬々
近日御旅宿相伺面上縷々可申上候先者此段申上度草々申上候頓首

閏月十四日

服部久左衛門様

狩谷被齋

春木氏御家來中御出府に付一輪托上仕候嚴寒之所倍御康寧被成御座奉欣喜候僕義病後

難凭几邊漸近來就業申候様なる事宛角何事も埒明不申困申候近來何等之御業候哉儀式帳の御解は御脱藁被成候哉承度候就夫先日御寫被下候第二冊潤筆不被仰下候何卒被仰下候様奉希候尙又後の冊も被仰付被下度候明解にて宿蒙相發淺學之大幸此事に御座候何卒近年之内見合御地へ罷越蒙面教度候へ共何彼紛冗一兩年は罷上り兼候當地御用被成御座候而相應之義に候はゞ無御遠慮申承度候先は右潤筆御催促申上度草々頓首

十二月廿八日

狩谷 棧齋

橋村 大人

望 之

御侍史 中様

蘭字山秋雨客思迷遊近
逢君鼯鼠踪空有葛蘿纏
別意相牽恨不與俱西
字都山廻返棧齋交一臂
而別

蘭圃
右森小竹園藏
蘭津輕昆布名産なり

宛角寒温難定候處御不快如何被成御入候哉承度奉存候事に觸御近邊迄參候義も有之候へ共御面話御難義奉察候間態と拜謁差扣申候自蘭軒承候へば此節昆布御食用に宜候由依之國産手製仕候間風味無覺東候へ共奉献之候萬々其内拜顔可申上候先は右申上度草々頓首

四月十七日

北條讓四郎様

狩谷 棧齋

貴答御口上にて可被□候

蘭北條讓四郎は北條霞亭の事
この手紙より以下六通は濱野穆軒君の藏なり

蘭疊表備後表として上也
備中備前これに次ぐ、
江州は其次、丹波は劣
ると云、小島成齋福山
藩なれば、問合せ頼み
しなるべし、

過日者疊表之義御聞糺被下奉謝候御書面之趣にては引通表當時着致不申由左候はゞ中繼にて四夕之疊十二枚御申請被下度奉願候則價銀四十八夕奉付上候此義奉希度草々頓首

霜月廿五日

静齋 君

棧齋

御不快奈何被成御座候哉腫物には讀書不宜候間乍御迷惑御休息可然奉存候津輕昆布爲製候間乍少献之候尙近日可相伺候頓首

四月十七日

静齋 君

望 之

彌上京致候事に相成申候右に付少々相願度義も有之候間近邊御通行之時分御立寄可被下候廿一廿二などは最早發足前に候間其己前之日御返事に御申可被下候尤朝夕と申事も御示可被下候頓首

十七日

靜齋君

望之

過日は御光來被下緩々拜眉大慶奉存候扱は孝經元本搦本共差上申候御校正可被下候書餘萬々面上可申上候草々頓首

五月端五

五一樣

几下

望之

蘭懷齋の養父茶道に精しく懷齋も釜日なきめて茶に遊びし様なり、

貴恙追々御復常被成候由奉欣喜候昨日尊書被成下候所取紛居不能奉即答失禮之條御海函可被下候ツイカサネ寸法之事被仰下奉承候縉紳家にて被用候物寸法無之隨時宜大小有之候様に御座候茶家者流にて用候物は此形に候間二ッ入御覽申候本ト官家之物を寫用候故其實寸法に拘候物には無之候へ共當時は千家好之様に心得候體に御座候名義はツイは假令なる事にてツイタテノツイと同じ義にて可有之候今は衝重と書申候江次第なと此字を用候歟と覺申候

麥麴未醬御轉送被下難有不存寄義宜敷御謝可被下候其内面晤可申謝候いまた孝經贈り不申候やと覺候間移りに進上と御傳可被下候孝經の移り自僕始候事と被存候御一儀へ萬々近日拜眉可申上候頓首

六月五日

尙々多紀先生氣之毒と被仰下候は若沒故などに哉于今不承候委曲御教示奉希候不乙

蘭軒先生 左右

望之 拜復

ヤアレ と記

諸書

候もならへ

積りと云々申候宇多上代清書出来申候夫にて二百卷に成申候全部いたし候はば莫大之大部に相成候事と被存候也も僕等之寒生の手に及不申事に候へ共回事之時分足を勞候は、用事辨可申とたのしみ申候乍去中には急には卒業いたし申ましく候史微より

は今一段愚にて至極よろしく御座候

一書學之事御尋被下御存之通僕も志而已にて寸隙無之稽古も致不申候故何共御疾擧に及かね候へとも蓄意不申候も信を失候事故無伏藏申上候能々御撰可被下候先愚意には魏晉之人ほと宜事は無之候へ共とてもよき法帖難得宋以後の人は己か意に任せ新奇の事のみにて法となしかたく御座候左候へは晉人の法をうしなはず宋人の怒張無之ものは唐人を手本にいたし候か第一よろしくと申持論に御座候扱法帖いつれにもよろしきもの希に御座候其故は追々數遍翻刻いたし候故眞跡とは遙に隔候而本眞を失ふ事にみに御座候眞跡一行にても見られ候へは甚得益も候へとも逆も眞跡は不叶事故其上は一重も眞跡に近きもの求候へば唐人の書候碑の摺たるより眞蹟に近きは無之候唐の碑は刻はなはた精妙にて筆勢をうしなひ不申候李邕などは刻人氣に入不申自分にて刻候など申候へは精妙なるも尤に御座候扱其碑誰か書可然哉と申候は、楷書にて虞世南歐陽詢宜候乍然初學よりこれらには入かたく候間先顔眞卿柳公權の二家好に隨臨書いたし文字ニ力の入用と申事を覺これ此二家ハ力をあらは其上歐歟虞歟へ入度ものに御座候歐虞は王羲之より出たるものに候へは此二家手に入候へは追々魏晉の域にも至可申左候へば書道大成と奉存候しかしとても後世の人夫迄も出来申ましく候へば唐人になり候は、至極の事歟と奉存候行書は李邕か雲鷹將軍の碑徐浩か不空三藏の碑田穎か張府君の墓誌又は聖教序など可宜奉存候至極の目當は王羲之か蘭亭序にて御座候草書は懷素の聖母帖孫過庭か書譜なとよろしく候是も十七帖を目當にいたし候事に御座候篆隸も存付有之候へともこれらは御用有御座ましく奉存候間不申上候

果蘭亭帖今日あるもの義傳
之の義を傳ふるもの義傳
思ふ事は、人にも然らざるに
し、必しも然らざるに
る、古の人も然らざるに
録、色々の論ありて、就
俗、漢の論ありて、就
漢、末の論ありて、就
人、末の論ありて、就
書、末の論ありて、就
す、末の論ありて、就
ふ、末の論ありて、就
は、末の論ありて、就
で、末の論ありて、就
果、末の論ありて、就
進、末の論ありて、就

墨書風も先入主となる
の習ひたる人はいづれも
に、顔柳の癖ありて、わ
でも、顔柳の癖ありて、わ
難し、顔柳の癖ありて、わ
小島成齋初末まで胡門に
入りし故末まで胡門に
の臭氣抜けざりし、胡門に

獨今日にては漢唐人の
肉筆といへども見難か
らず、大仕合なり、偏
に聖代の餘澤を喜ぶべ
し。

陽詢宜候乍然初學よりこれらには入かたく候間先顔眞卿柳公權の二家好に隨臨書いたし文字ニ力の入用と申事を覺これ此二家ハ力をあらは其上歐歟虞歟へ入度ものに御座候歐虞は王羲之より出たるものに候へは此二家手に入候へは追々魏晉の域にも至可申左候へば書道大成と奉存候しかしとても後世の人夫迄も出来申ましく候へば唐人になり候は、至極の事歟と奉存候行書は李邕か雲鷹將軍の碑徐浩か不空三藏の碑田穎か張府君の墓誌又は聖教序など可宜奉存候至極の目當は王羲之か蘭亭序にて御座候草書は懷素の聖母帖孫過庭か書譜なとよろしく候是も十七帖を目當にいたし候事に御座候篆隸も存付有之候へともこれらは御用有御座ましく奉存候間不申上候

のさめた様に忽然とし
て皆誤り居る様なり、如
くつばりといふこと進み
るとは、いふなり、けり、
聞りたるに非ず、
悟りたるに非ず、

腕の事なり、手首のつけ
腕といふと、平家蟹の
腕に執筆法など、元來、
段氏、執筆法など、元來、
腕の事なり、手首のつけ
腕といふと、平家蟹の
腕に執筆法など、元來、

肘を下につけ不申事に御座候左様いたし候へはおのつから手の脊平らになり候故平腕
とも申候双苞は中指食指二ツ筆へかけ候事に御座候乍去これは人によりいたしかね候
人も有之候唐人の食指のみかけ候事も有之候へば夫にても可宜候大字は是非二指かけ
不申候へは力不足に御座候實指とは筆を取候指しつかりと取候て書候時はたらかぬ様
にいたし候事に御座候左様にもちつめ候へはおのつから掌の内丸くなり候て虚になり
申候これを指は死せん事を欲し腕は活せん事を欲すと申候右の通指をしつかりと持殺
し候へは腕を動して書候より外無之候

拙子嘗て僻論有之候書論かれこれ申候も畢竟はわるきくせを去候のみの事にて御座
候如此せねはならぬと申にては無之候試にいろはなと習候子供の書法を傍ら見候に
皆々古人の論と叶申候是非實指にいたすものに御座候ちと習候子供ははや指をはた
らかせ候僻出来申候それは師匠の書法左様に候故左様にせされは不似合の事に御座
候惣而此氣味にて御座候其上は唐人のくせにて至て微細の目にも見えす詞にも言か
たき事を論候のみの事にて大益は無之候

御尋被下候内管を斜にいたし候事決而無之事に御座候當時之人とかく此惡病御座候慎
て去へき事に御座候鋒の向より正面に見候事御尋被下これは書法正傳と申書に出申候
て近日夫を主張いたし候人有之候全體は右の手にて書候物故とかく左傍よりのそき度
勝手故夫を採候論にて御座候逆も右之手にて書候物故是非すこしは右の方へより候へ
とも成丈正面にて書度と申事にて御座候夫を惡敷讀候て筆軸の心を上へ臨候て書候人
も有之候全右之正傳を惡敷讀候故

全ク正面ニイタシテ書ハ肘曲リ申候肘曲ヲテハ古法ニソムキ且カケ不申候

之事に御座候それら故書法の書は讀かたきと申事に御座候畢竟は筆の真直に豎候か宜
候されと運筆の時勢にてすこし斜にならねはならぬ事有夫は是非左様なければ成不申
候正鋒と申候は筆の直に立候事を申候勢にて斜になると申候はたとへは豎畫を引下候
時は筆の鋒下に向候故軸頭おくれ引申候横畫を引候には筆鋒右に向候故軸頭すこし
左へかたむき申候左れとも甚かたむき候事は無之候

一當時書家之事御たつね被下候所一體前文申上候古人の法のことくいたし候へは不自
由にてよく書得不申候其不自由なる所を忍びて書得候へは古人のことく成申候此稽古
數年いたさねは出来不申候此數年の辛抱出来かね候故右之法にて書候書家無之候尤書
家みな文盲にて書法など讀候もの無之又申聞せても左様いたし候ては初々稽古いたし
直し不申は法ニ叶不申候故家門に拘り候故遁辭を構へ論に伏し不申適書論讀候人有之

此論いろはを習ふ古
供云々と矛盾せり、
自由ならは古法に非
ず、
閑易行道は難信の法也
世人異なむ書道亦
倒り、支那の書論など
よみ、ひがめるより、
事をやるなり、素直に

自然のまゝにすらしくと書べし、要は熟するに在り。

此これば時代の趨勢が書風に及びたるにて、明治初に平家蟹の健腕直筆流行はれ長鋒筆などにて引すりまはしたるは清人に誤られし也其後六朝風とてとんで無き文字今に到りて尙行はる、何とも致方のなき事なり、風風少くして鶴は多し、其鶴さへ段々無くなつてゆくなりけり、無闇と歎息してゐると頭が元る

閑好手段

申談候へは論には伏しなから改候而は書面見苦敷候故夫を工ミにいたし候迄の氣根も無之且家業に拘り候故いたし不申甚歎かは敷事に御座候いにしへ蔡邕石室の傳と申より諸家に論候事よく味候へば皆同事に御座候夫は皆口授面命して書法を傳候故執筆運筆師の口傳を代々傳へ候故に而日本の古人或は入唐して法を傳其後の人は段々筆法傳授いたし候故數代之間には誤傳も有之候へとも大意は失不申候去により寛永ころより以前の書美惡となくみな實指法に御座候然處唐様と申書法おこり舊來の傳授を愚なる事之様に申なし候より當時に至り候ても唐様の方左様の事無之候

拙子戯に申候事御座は廣澤出候て世人惡筆になり東江出て世間無筆になり候と申てわらひ申候

當時唐様に書法を申候人一兩人有之候皆懇意の人に御座候へとも長崎へ參候商唐人より傳候を金科玉條といたし候事にて可笑事に御座候去なからすこしは無法よりよろしきと見え紙へ墨の付様など普通の書家とは違申候これも本道のことく致候へは當時拙惡に見え候を迷惑かり半は用半は用不申候とみえ申候夫故誰と申事は推舉申かね候

又申上候古法書を學候間々は此方之古筆何にても御臨被成候かよろしく候是者手前に實指虛掌の法を儲候て臨候へは口授いたし候と一重の違に御座候故手間を費候て書論

よみ候よりよほと益を得申候此法近日心付申候故御傳申候字の形違候得共筆の紙にしみ様又は斜にならざる所等御自得被成候益有之候此邦古賢の實體を好被成候へは猶以よろしく候

此方の古筆御ならひ御覽被成候へは實指の所も御合點參り可申候

一御地山々紅葉盛之由嘸々と奉察候先年御供いたし遊候義時々存出し申候當秋も玉川へ年魚の獵に參候節も御地の事話出候き當時は隱居之義故參らふと存候へは故障は無之候へとも俗諺に申通隱居無閑とか申ことくいそかしき時分致度事又は致しかけ候事など幅濶いたし年中いそかしく困入申候池端清水などへも當年兩度か三度參候など、申事御わらひ可被下候夫故御地へも遊かね申候

御近邊歌人段々出來候よし全御誘故之事と御功幾久不空事と大慶仕候とかく學者は出來不申段此方もおなし事にてこまり申候たま書を讀候人有之候も大僻學にてはなしも出來不申舊知識の清水なともとかく連中に引れ先歌のみに懸居と見え申候何國にても同志の少きにこまり申候種々申上度義も候へ共あまり長く相成候間先是まてに可仕候返々もちと御出府奉待候追々寒冷も募り可申候折角御厭可被成候萬々重便可申承候謹言

園池端清水は清水濱區が事なり。

圖書を讀といふ事は古賢の行履を知る事なり古賢の迹を知つて、之れを踏む故道といふ也知つたる計にては學者には非ず、今も昔も博識な學者と心得居るは大違なり、されば士農工商其儘學者なり、

十月廿九日

狩谷望之復

竹村大人

侍者御中

尙々此一冊をかききものなから友人はらせ候故御わらひ草に進上いたし候
先達而日本史校本の事被仰下候才覺いたし置候御校正の思召候は、かり可申候

追日向暑倍起居御安和可被成御座奉恭賀候京都總而靜謐僕等本月八日京入仕候途中雨
少にて僅一兩日微雨に逢候而已只京入之日半日雨降申候

上州長尾春齋草屋世話にて神龜之古碑共一覽其後多胡碑も觀申候

木曾櫻醜醜殊妙其外花盛に御座候而驚目申候總而木曾之山水豚兒輩感心仕候僕も一昨
年より増り候様に覺申候御紀行毎夕讀候而御同行仕候様に奉存候乍去餘程涼氣にて日
限延引を却而悅候申和田驛三月廿六日など綿衣四襲位之事に御座候乍然暑中よりは歩行致
能御座候尤一人も駕籠馬の力借り不申候日程七 八里故朔日四月見戸野尻邊花猶盛に而珍しく
歌あり花の香をしむのみかは谷風にころもかへうき木曾の山道御笑可被下候

臨このてがみは文政四年のものなり、森博士伊澤蘭軒傳中引文瀾閣藏恐らくは癸亥の災に亡ひしなるべし。
臨文政二年四五月頃棧齋上京の事好古小日錄の標記にあり。

樂真野松字名は頼寬

臨福井丹波守源需字終吉住黒門元誓願寺南

臨さすがに江戸ツ子の口のわるさ

今朝拔た綿ではないか谷ざくら松宇君へ御つたへ可被下候

福井へ尋申候甚よく遇せられ昨年斷被申候事途中之間違のよし等被申候何より以家屋
園池之結構小障子一枚といへとも一草一礫といへ共みなみな心を用ひ額聯之數は黃檗
山より多くすきますきまはアンヘラにてはりつめ中々千金二千金の用途にて作り候物
に無之露臺庭の檻朱綠間錯釣燈籠凡三百にあまり申候實に田舎漢の京の門跡を始而見
候より驚申候但し工ときたな細工とを以組詰たるものにて僕など三日も右の家に居候
ものならば大病に相成候事相違有之まじく被存候此後數度參候而珍藏乞可申候へども
但右之一儀に迷惑いたし居申候

稻荷祭

御蔭祭

古雅結構つくり面おもてき事には御座候土佐畫の畫工等或は社頭の式を觀みをみる人あり或は路中行
装を觀もの有洛東にて騎馬音樂有之此所へ來りみるもの有御蔭森御旅所にて音樂神供
を觀するもの有江戸人と違心を用候事感心いたし候

右之歸路小野毛人墓へ參り申候石槨はち尺に五尺ほどふた土上に現れ出有之内には右之蓋石取
除見候へば小礫を以つめ有之候果して右之内に墓志有之事と被存候八瀬小原邊にて甚

幽邃なる山上に御座候

櫻皆川叔茂

此日御蔭山これさへ今度ばかり肥し身の我大はらもひたるさにやせ行やうにおもひけるかな此一條皆川へ御話可被下候

今日迄兩三輩つゝ朝夕書林も參候所手に取てみる様なる本者一冊といへ共無之候
一切經音義は頼申候義疏と内經はいまた見當り不申候明日坂本山王祭明々後日葵祭拜見候て一先南都へ罷越可申と存居候猶後便可申上候頓首

四月十四日

狩 谷 望 之

蘭 軒 先 生 御 前

爾以下の三通武藤是哉
君藏

仰のことく此殘著には誠に困申候僕一兩日倒居申候
巢源千金萬安從是返上可仕候所無人延引預御催促恐入候早御人に附上仕候拜眉御禮可申上候續後紀抄録さし上申候
近江屋刀先當時不用のよし申候

風爐之事被仰下候所ちと僕にわかりかね申候近日拜顔可申承候頓首

七月五日

承和元年六月辛丑紀和泉國人正六位上蜂田藥師文主從八位下同姓安遊等賜姓深根宿禰百濟國人也

以上續日本後紀

姓氏錄和泉國には

蜂田藥師出吳主孫權王也また蜂田藥師出自吳國人都久爾理久爾也古記云とあり百濟國

人といへるは誤にや

津輕より御注文の目木參候間上申候以上

辭 安 様

椋 齋

追日春暖倍御佳安可被成御座と奉推察候節知恩院清水長樂寺等花開申候嵐山も廿四五日と被存候扱は京都寺町二條下ル所に居候木屋久兵衛と申者之倅仙太郎と申者如何様之譯合にや不存亡命其御地櫻田久保丁の邊善右衛門丁角兵衛店綿屋松大夫と申者方

園皆川猷藏淇園の子名は允、字は君猷、篁齋、澁園と號す、文政二年七月十八日五十八にて歿すといへば、此手紙はいつ上京の時にや。

に罷在候由右松大夫と申者如何體之者にや且仙太郎之義當時如何之體にて居候哉殊之外難義にも候は、救方可有之と申事にて右母親が物色被頼申候久保町邊は御序も可有御座候何卒委曲御聞合可被下候此段奉願候福井方之義は皆川文藏悴案内可致申候故相待居申候一兩日中參可申候委細後便可申上候右相願度草々頓首

三月廿日

狩谷被齋望之

伊澤辭安様

人々御中

僕義兩三日致遠足候所十七日御斷申上候義ハタト失念即日御光來被下候由多罪之至申譯無之候面上可奉謝候へ共先以書中申上候例之疎漏何分御容赦奉希候草々頓首

八月十九日

望之

靜齋君

御代官様へ一封御届爲被下候様奉願候早々

其後御疎遠罷過候彌御多祥可被成御座候奉欣喜候扱者去年被仰聞候瘍醫大全懸合候所價減兼申候所此節急ニ金子入用之義有之十金ニ負申候間則差上申候御入手可被下候春來當地雨續ニて三日續候天氣無之退屈致候昨今漸斷梅之様子ニ見え申候定而急ニ暑氣ニ相成候事奉存候

先達而稻川先生遺書一冊拜借候所此度返上仕候羽澤より漸一冊被見出候間是亦御達申上候用事而已草々頓首

六月四日

狩谷被齋

戸塚柳齋様

望之

乍末御家内様へも宜御致聲可被下候御存之通江戸住居日々多事迷惑致候御推察可被下候

小林道隆様

狩谷被齋

園藝苑叢記に小林道隆名辰、字伯蛟、號金芝山人、又號楓窓、大和五條人也、業醫、善詩著傷寒論序考、傷寒諸家簡明目録、楓窓醫話傷寒論考異、論醫絕句傷寒論集説、金匱要略考異、日本醫學源流、金芝園治驗、博采衆方とあり、

澁谷氏にも久々に而拜顔御尊申候事に御座候不乙

其後は打絶御疎遠罷過候彌御康寧に被成御座奉欣喜候此度少々用事に而致上京候所御地迄は參候事仕兼遺憾此事奉存候就而つまらぬ著述致候者有之其説は取ニ足らぬ事ニ候へ共皇國の典故は集候故其處は考鏡之一助ニも可相成歟御笑草ニ一部獻之候橋熟之時ニ候へは若御出京も御座候ハ、拜眉も可成歟定而近來御發明之高論も可有御座渴望仕候最早拙子も追々老衰此度之上京ニて此後は上り得申間敷存候事ニ御座候折角時候御自愛被成候様奉存候頓首

十一月九日

尙々僕近年度量權衡之考認候處夫ニ而傷寒論之藥劑煎法大凡今の煎法と同様ニ相成申候是等も斧正を乞申度候所百里道隔不能其義遺憾千萬ニ被存候

過日者尊翰御染筆之篆書四拜見被仰付難有且愚意可申上之條恐入候御義御座候乍恐御精熟之條奉感伏候中々愚意可申上義無御座候謹奉屬御人へ早々可奉返上之所此節他所へ通養治に罷出延引之條御容赦奉希候萬事面上可奉申上候頓首

重 三

望之拜復

尙々雨字水に従候字體何に出候哉御序之節御教示奉希候

乍末老先生へ宜御傳聲奉願上候不乙

醫夏蔭は前田氏なり、予がもてる濫江抽齋の手帳に、被齋先生友人姓氏不及次序として、市野迷庵、伊澤蘭軒、松崎惟堂、前田夏蔭、小島知足、屋代輪池、北靜庵、岡本況齋、朝川善庵、多紀菴庭、小島學古、清川瀧軒、諸葛晃、西教寺湖香、釋了阿、福井崇蘭（として消したり）岸本権園、岩崎灌園、桂川市賢、岡村尙謙、英邁の二十名を挙げたり、

説文注十三十四兩篇上申候令は來朔日早朝御光臨可被下候夏蔭も承知仕居候頓首

六月廿日

若朔日御故障被成御座候ハ、其己前一筆御斷可被下候不乙

靜 齋 君

被 齋

雁金屋清吉様

津輕屋三右衛門

園青山堂即雁金屋の催したる雲茶會は文化八年辛未四月二日第一會を神田明神前の雲茶店にて開きたるにて、此

先日は雲茶屋にて盛會御催被成候ニ付態々拙子ニも展玩罷出候様被仰下候し所當日難去用事在之他出參りかね近日之遺憾此事奉存候即日集會御目錄にても出來候ハ、何卒一目擊致申度候且其日御入用之由屏風被仰下候所御間ニ合不申氣之毒千萬奉存候何れ

手紙に其時のものなり
當時其會へ出品せし人
大田蜀山人、山東京傳
中尾老傳軒、佐々木花
圃、紀東西川權などな
りし、

拜眉御申譯可致候就而懇意之人初代高尾所持之香合と申傳候物藏居申候間表之模樣摺
候て御慰に呈電覽候もし御覽被成度候ハ、借寄可申候承候へは種々奇物御手ニ入候よ
しいつそ拜見希度候萬々拜顔可申上候先は右申上度草々頓首

四月十九日

拓本略

象牙金蒔繪
内金タヒ

松崎謙堂參候而申候は此節嫌不快之由何卒貴診奉希度候右ニ付來四日歎六日之内御光
來被下候義可相成哉右兩日之内ニ候ハ、八ツ時頃方御入來被下度左候ハ、時限前永碩
呼置貴説爲何度候由此義奉伺候右兩日御故障ニ被成御座候ハ、何日何時と申事被仰下
度候以御日限可奉待候右之趣自下拙相伺吳候様昨日頼申候頓首

五月廿七日

辭安様

棟齋

棟齋華嚴終

狩谷氏の靈簿

大正八年三月廿二日狩谷氏の菩提所天龍寺へ行きて棟齋先生の墓に詣でし折、先生
一家の墓に刻める法名忌日を記し置きしが、其後木村仙秀子、同寺の鬼籍より、狩
谷とある分を悉く抄出せしとて見せられしかは、それをも寫し添へぬ、然るに大正
十一年七月狩谷氏の墓も西巢嶋の法福寺に移り、其翌癸亥の震災にて天龍寺も焼け
仙秀子も其備忘録を失ひし由、棟齋先生の書簡を輯めし因に、茲に附記す、墓にな
かりし分は、これを判つ爲めに一字下げたり、

普照院心月道安居士 寛永十一甲戌四月廿一日

千峰院遠林妙久大姉 明曆三丁酉正月十八日

的中院通達常意居士 寛文十二壬子二月廿五日

長盛院繁室妙昌大姉 萬治三庚正月二十日

自得院正受一覺居士 寛文六丙午三月八日 狩谷三右衛門

佛性院因縁妙正大姉 明曆元乙未七月七日

芳林院快室慧春大姉 享保十五庚戌三月十二日

徳光院傳心永林居士 元祿十一戊寅六月九日
 陽光院春櫻智芳大姉 元祿八乙亥正月九日 狩谷三右衛門妻
 勇興院智峰宗仁居士 享保十一丙午八月七日 狩谷三右衛門
 自性院覺心了夢大姉 正徳五乙未四月八日
 慈雲院忍安壽寶大姉 明暦二丙申十月十七日
 鬼籍には明和三丙戌十月十七日狩谷三右衛門母とありし由
 諦了院祖巖玄道居士 享保十一丙午七月二十四日
 靈鑑院白雲貞月大姉 享保三戊戌六月九日
 幻雪童子 寛文十年十一月二十八日 狩谷三右衛門子
 花岳妙香信女 延寶七年二月七日 狩谷内太兵衛姉
 一超童女 延寶七己未正月十九日 狩谷三右衛門娘
 直入童女 延寶七己未五月廿三日 狩谷三右衛門娘
 己身(鬼籍に往)童女 寶永六年己丑八月十二日 狩谷三右衛門子
 妙隆禪定尼 貞享二年二月九日 狩谷内加兵衛姪
 釋妙勝信女 享保六年九月廿二日 津輕や重兵衛母

即翁休心信士 享保七年二月十四日 津輕や重兵衛
 來譽了禪信士 享保廿年六月十一日 津輕や内五兵衛
 法心了性信士 享保廿年七月八日 津輕や内重兵衛
 梅顔妙香大姉 享保十五庚戌十一月廿六日 津輕屋忠右衛門娘貞月
 大榮宗功信士 元文三年九月二日 津輕屋客高森三郎次
 釋智光妙信信女 元文五年六月廿九日 津輕屋平七母國にて死
 白雪貞月尼大姉 寛保二年六月九日 津輕屋長右衛門□
 頓悟淨圓信士 寛保二年十一月十九日 津輕屋平七父
 香雲院霜寒了心居士 延享四丁卯十一月九日 津輕屋三右衛門
 凋葉童女 寶暦六丙子八月九日 狩谷三右衛門娘
 如空往幻童女 享保十一丙午七月三日
 秋遷童女 享保十一丙午九月四日
 柳眠童女 寶暦四甲戌二月二日 狩谷三右衛門子
 直心徹道信士 延享元年四月三十日 津かるや内木戸宇兵衛
 隨流得性信士 寶暦三年十一月廿七日 津かるや平七 八代洲河岸にて水死

幻性童子 寶曆四年四月十八日 津輕や傳兵衛子
 冷照童子 寶曆五年九月廿九日 狩谷三右衛門子
 飯雲童子 寶曆七年七月廿九日 狩谷三右衛門子
 柳夢童子 安永四年正月九日 津輕や嘉兵衛子
 妙桂童女 安永五年五月廿二日 津かるや内善六子
 東江院茂陵永仙居士 天明五乙巳二月十日 狩谷三右衛門
 清鏡院眞月貞照大姊 安永九庚子正月十九日 狩谷三右衛門母
 智勝禪定門 天明六年八月五日 狩谷喜四郎家來
 徹寒妙遊大姊 天明八年十一月廿四日 狩谷東治后家
 落葉妙生信女 寛政元年八月六日 津かるや内藤兵衛□
 寛靜院武陵宗瑚居士 寛政元己酉六月十九日 狩谷三右衛門
 貞林院交應慧感大姊 文化八辛未十一月九日 狩谷三右衛門老母
 洞溪院仙巖自舟居士 寛政三辛亥二月十二日 狩谷三右衛門
 松林院壽榮貞端大姊 寛政十一己未三月廿九日 狩谷保古娘
 玄雪禪休居士 寛政四年十一月廿二日 狩谷喜四郎

蓮山自休信士 寛政七年七月廿八日 津かるや内横張藤兵衛
 幻榮童女 寛政十戊午十一月四日 津かるやおタニ三女
 宗空童女 寛政六甲寅五月初七 狩谷三右衛門娘
 遊香童女 寛政九丁巳正月十七日 狩谷三右衛門娘
 常關院實事求是居士 天保六乙未閏七月四日
 蓮法院夏雲妙荷大姊 文化七庚午六月十八日 狩谷三右衛門妻
 林鐘嬰亡 天保六年七月十三日 狩谷三平子
 孝譽信壽大姊 天保六年九月廿三日 狩谷三平姊高橋氏嫁
 荷山幻葉童子 天保十一年四月廿八日 狩谷三右衛門子
 大覺院心印道空居士 安政三丙辰七月廿日 狩谷三平懷之
 智艶童女 慶應二丙寅十一月四日 狩谷矩之嫡女
 涵池禪孩女 明治八乙亥九月十三日

以上墓碑十一基、鬼籍はいつの頃か一度焼亡して作りしものとて、其中に被齋先生
 の分見えざりし由、此中常關院が被齋先生にて其歿する前後に不幸がありし様に見
 ゆ、且つ大正九年友なる金銀鏤刻をせる長谷川美廣君、神田に住める因にて被齋先

生の事をかきて「集古」の紙上に載せたる一篇あれば、これをもこゝに附して、掖齋先生を知るたよりとす、三村清三郎

狩谷掖齋、俗稱は津輕屋三右衛門とて、其舊居は神田明神坂電車通りを上り右側なりき、津輕家の米穀、江戸へ運漕の分は、悉く津輕屋の手を経て後に倉積みにし、又拂出すに、一俵に付一升宛の御手数なりしかば、いと富み榮えたり。傳ふる所にては、掖齋より以前に、津輕家に事ありしを津輕屋にて藏書其他の物を沽却して御助けしたる事あり、當時金華堂など、津輕屋の反故なればいか程にても買ひたしといひしとか、やがて津輕屋も持直り、津輕家よりも重く扱はれて、中老格とか聞けり、元來掖齋は池の端の書肆高橋青裳堂の子にて、津輕屋の娘の戀婿なり、碑文に従祖弟狩谷保古の嗣となるとあれば、いやいとこの間柄なりと見ゆ。文化六年式亭三馬の序ある七癖上戸卷の下に

池の端なる書肆青裳堂高橋惣輔ぬしと、むかふ島むさし屋にあそびける、そのころ青裳ぬしは、いためる事あつて耳きこえず、おのれも故あつて酒をばのまざりけるが、酌とるものの、それをも得しらで、ぬしにはひたものものうちかたらひ、おの

れにもあながちに酒盛らんとしければ、折からのすさみに

耳ありて耳なきものは誰ぞ 青裳堂のぬし

口あつて口なきものは誰ぞ 式亭三馬なり

つんぼうといふもうし島のむ口でのまぬもつらしむさし屋の酒

と見えし青裳堂は掖齋の生家なり、掖齋は三馬と同庚にて、文化六年には三十五歳、二十五歳にて養子となりたるなれば、此時には早や家には在らざりしなり。初の名は眞末、字を自直、通稱を與惣一郎と云ひし、養父は超花亭宗瑚とて、眞台司皆傳の茶人にて、傳來の名器も多く、掖齋も三八の日を笠日として茶事あり。然も掖齋は其學友に對して、文盲茶の湯阿房舞とて、かゝる遊は讀書子のすべき事にあらず、舞の事は暫く措き、茶にていはゞ、掛物なども茶向きといひて別物にて、ちとむづかしきものは好まず、書は大徳寺の和尚の三字か五字の一行、それも誰れにも讀める字ならねば賞美せず、假令一休の眞蹟にても字數多く三四行あつては顧みもせず、とかくは壽の字か福の字あるを喜び、不老不死といふ語にても死の字を苦にして嫌ふ、盡も人物ならば布袋福祿壽、草木も竹か菊位、かやうの仲間へ入るは學者の堪へざる事なれば必ずすべき事に非ざれども、傳來の事故、定會を致すなりと、いはれし由。素とより學

問も勝れたれど、世才にも長け、利を得ることも上手にて、其上大の通人なりとぞ、或時津輕家の重き人を響應したる折、もてなしの柳橋の歌妓阿梅といへる者、却て掖齋を慕ひ、津輕家の首尾をそこねし事ありて、石橋真國の奇々妙々談の首めに載せられしと云、又或年の暮より風の氣味なりとて月代せず、正月の發會に、其あたまにて素人芝居の仁木彈正をやりたる事あり。平生は中々儉素にて、讀書にての來客には、白米を炒りて麥湯の如くに煮出したる、所謂炒米湯を出す計り、他の事にての訪客には、いつも素焼の泡茶碗に上茶を入れ、古染付の祥瑞模様の皿に、黄なる有平と白き掛物赤き打物三色の菓子を、色とりよく盛て出すを定式とせり、斯く費を省きて、萬卷樓を造る意あり。當時津輕屋は、茶器一萬兩書物一萬兩有金一萬兩、三萬兩の身代といはれたり、隨分鑒識ありたれば善き物多く藏めたり。嘗て萬笈堂へ正平版の論語を頼み置きしに、圖らずも他より一本手に入りたる所へ萬笈より又一本五拾兩の由にて届け来る、それを何ともいはずに取り入れ置きしといふ話あり。息懐之はさしたる學問もなく、次女高は伊澤蘭軒の次男柏軒の室たり、前年覆刻されし説文の歌は高女の代筆といふ話もあり、始終手元にて用事を辨じ、書き物なども手傳たれば手はよく似たり、懐之の妻は吳服後藤の女にて、これに子無かりしかば、柏軒の女くにを養ひ

これへ白酒屋の豊島屋より養子をしたるも離縁となり、後谷中の三河屋より養子をして、これが矩之なり。栗原柳庵の詩に、乙未閏月四日、狩谷掖齋没、其訃明日至 因賦代輓と題して

掖樹秋聲不可聞 何人讀得漢前文 江南一喪張華後 世上誰知九鼎紋

青裳搖落閏餘秋 避穀學仙黃石遊 綾裏鍼頭光萬丈 風靡淺水兼葭州

とあるは、天保六年閏七月其死を弔したる時の作なり、其著書は 箋註和名鈔、本朝度量權衡攷、同補正、轉注說、法王帝說證注、日本靈異記考證文政三年刊、扶桑略記校讎、古京遺文、孝經考異刊、說文新附字考、本草經校正、新撰字鏡分音、姓氏錄捷覽、諸國採輯風土記、廣疋分韻、和名分韻、日本見在書目注、延喜式藥錄、管蠡抄注、干祿字書注、庭訓往來注、泉志考證、皇國泉貨通考、石川年足墓志考證質疑、本草和名攷異、延喜式名物考、類名、宋百家姓名千家姓清百家姓押韻考、檢字篇、數雅、延喜式東把考、木工式内工葺瓦工考、讀令筆記、讀史筆記、西岳華山廟碑題跋、文教溫故糾繆、求古樓古刻書目、と覺ゆ、

昭和八年四月一日印刷
昭和八年四月五日發行

書簡集
定價金五拾錢

編纂者

三村清三郎

發行者

東京市王子區下十條町六八七番地
森田市藏

著作
權

印刷者

東京市京橋區湊町三丁目八番地
高橋赤次郎

所有

印刷所

東京市京橋區湊町三丁目八番地
高橋印刷所

發行所

東京市京橋區
西八丁堀三丁目

文祥堂書店

電話京橋一八五一番
振替東京三八二七番

三村清三郎先生註解

最新刊

馬琴翁書簡集

菊判洋裝幀
全壹冊
紙數四百四拾餘頁
定價金二圓三拾錢
送料金廿二錢

三村清三郎先生曰——若し馬琴自ら馬琴を描いてゐるものを求むるとしたら、これに越すものは無い。骨を折つてかいた創作よりも、不用意に作つた手紙の方が、どれ程作者の面目を出してゐるでせう。何といつても一代の文豪の彩筆です。筆の趣く所、自己と周囲と、時代と世間とを活躍させてゐる。それに今から解し難いことは、一々頭註を加へ、馬琴を知る爲めに、末に委しい系圖も添え、検出し易いやうに目録と索引も附しました。

【最新刊】

藤貞幹書簡集

菊判和裝全一
送料金六十
錢錢冊

本居大平書簡集

菊判和裝全一
送料金五十
錢錢冊

太田全齋書簡集

菊判和裝全一
送料金四十
錢錢冊

蜀山人書簡集

菊判和裝全一
送料金六十
錢錢冊

【最新刊】

本居宣長書簡集

菊判和裝全一
送料金五十
錢錢冊

狩谷掖齋書簡集

菊判和裝全一
送料金五十
錢錢冊

大鹽平八郎書簡集

菊判和裝全一
送料金四十
錢錢冊

村田了阿書簡集

菊判和裝全一
送料金五十
錢錢冊

發行所 東京市東區橋本三丁目八番地 文祥堂書店 電話 振替東京一五八二七

終